

消費者被害注意報

収入減で困っているという電話に同情?! 海産物の送り付けトラブルが急増中!

「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」など、消費者の親切心や同情心につけこんでしつこく海産物の購入を勧誘された、電話勧誘を断っても後日送り付けられた、などの相談が増えています。

事例1 以前、海産物を購入してもらったという事業者から、「コロナで経営が厳しいので支援してほしい」という電話があった。事業者名に心当たりはなかったが、2万円の詰め合わせを1万5千円に値引きするというので了承した。しかし、届いた中身は値段相当とは思えない質の悪い品物で納得いかない。

事例2 知らない事業者に「海産物を買わないか」と電話勧誘されたが、不審だったので断った。

3日後、断ったはずの海産物が代引き配送で届き、高齢の父が対応して支払ってしまった。



消費者トラブル防止のために

◇ 電話で海産物を購入するよう迫られても、必要以上に情に訴えてくる、話の内容に覚えがない・おかしい点がある、連絡先を教えてくれない、勧誘が強引など、少しでも不審な点があった場合は相手と話しこまずにきっぱりと断りましょう。

◇ 電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当し、承諾してしまったとしてもクーリング・オフできます。

◇ 一方的に商品を送り付けられた場合は、送り主の名前や所在地をメモするなどして事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

◇ **迷惑電話等防止機器設置補助金**の問い合わせ: ☎043-207-3603
(受付は先着順なので限りがあります)



まずはお電話で!

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く